議第一号

徳島県ワンヘルス推進条例の制定について

項の規定により提出する。右の議案を別紙のとおり、 地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一

令和五年三月六日

提出者全議

員

徳島県議会議長 南恒生

殿

ワン ヘル ス推進条例

重な 森林破壊や気候変動により野生動物及び媒介動物 物由来感染症は、 0 これらの動物の持 人の カコ かる感染症のうち約六割を占めてい .つ病 原体が 人 に感染するようになったもの生息する環境が変化し、 . る。 動物由来感染症 人の生活 のとされ ·圏 て

求められており、その実践に向けた理念浸透が喫緊の課題となってい 及び関係機関が 環境の健全性が重要であ このような状 況 分野を越えて連携する「ワンヘルス の中 で、 ŋ, 動物由 医師、 来感染症から人 獣医師 環境科学をはじめとする各学術 0 健康を守るために (One Health) _ . る。 へ の は、 取 動物 分野 組 が \mathcal{O} で研究者 健 世界的に 康及 てド

きる社会の構築を目指 飼養され、 このため 又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることが ワンヘルスの理念浸透に向けた取組を推進することにより、 この条例を制定する。 県民及 び県内 で で

(目的)

獣医師、 ことを目的とする。 より、県民 関係機関の役割を明らかにするとともに、 一条 この条例 環境科学をはじたの条例は、ワン のワンへ ルス への理解の促進を図り めとする各学術分野の研究者(以下 \sim ル ス \mathcal{O} 推進に関し、 その推進に関する必要な事項を定めることに 基本理念を定め、 Ł ってワン ヘル 「研究者」という。)及び ス実践社会を構築する 県の責務並びに 医

(定義)

- たものをいう。 この条例 に お VI 7 動 物 由 来感染症」 とは、 動物から人 \sim 感染する病気 を総 称
- 2 この条例にお 7 「媒介動物」とは、ダニ、 蚊等の感染症を媒介する動物をいう。
- 3 この条例にお 理念をいう。 て 「ワンヘルス」とは、 人及び動物 の健康並びに環境の健全性は <u>ー</u>つ
- 4 4 この条例においるものであるとの をいう。 て 「健康」とは、 身体的、 精神 的及 び社会的に良好な状態に あること

5

この条例にお

いて

「環境の健全性」とは

愛玩動物及び家畜をはじめとする人に

- 野生動物 飼養される動物並びに野生動物及び媒介動物の棲み分け の生息環境が保全され、 の推進」とは、ワンヘルスの理念浸透に向けた取生物の多様性が保たれる状態にあることをいう。 が適切になされることにより、
- 6 推進をいう。 この条例にお いて 「ワンヘルス の推進」とは、 の理念浸透に向け た取 \mathcal{O}
- 7 する動物の健康並 この条例にお 1 \mathcal{U} 7 に環境の健全性を一体のものとし「ワンヘルス実践社会」とは、県 県民及び県内で飼養され て守ることができる社会をい 又は う。 生息
- 8 ルス この条例に の推進に寄与する業務を行う機関をいう。 お 1 て 「関係機関」とは、 環境科学をはじめとする各学術分野 つからワ

全本理念)

- 7 VI いることが県民一、ルスの推進は、 人 一 の 健康には、 人 12 理解され 動物 ることを旨として、 の健康及び環境の 行わなけれず 互に ば な 密接 5 な
- 2 ワ ^ ル ス の推進は 県、 医 師 獣医師、 研究者及び関係機関が協 力及び連携 て行

わなければならな

(県 の責務

- 第四条 ヘルスの推進に向け *四条 県は、前条! 条 向けて、次に掲げる事項条に規定する基本理念 . (以下 「基本理念」と V · う。 にの つとり、
- て、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。
- 県民のワンヘルスに関する活動の支援県民へのワンヘルスに関する知識の普 ヘルスに関する知識の普及啓発
- 三 野生動物の生息環境の保全
- 動物由来感染症 に関する連携体 制 \mathcal{O}
- 五. 動物由来感染症の発生防止

(医師及び獣医師の役割)

- 第五条 ヘルスの推進を図るとともに、 医師及び獣医師は、 基本理念にのっとり、 県、 研究者及び関係機関との情報共有に努めるものとす 動物由来感染症に関して県民 へ の ワン
- 取りながら、動物力を一度師及び獣医師な 動物由来感染症の発生防止に努めるも医師は、県の施策に協力するとともに らのとする。 関 係機 関

(研究者及び関係機関の役割)

- 第六条 される知見について、 研究者及 び関係機関は、 県、 医師及び獣医師との情報共有に努めるも 基本理念にの つとり、 ワンヘル ス \mathcal{O} \mathcal{O} 推進への寄 とする。 与が 期
- 2 取りながら、 りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。研究者及び関係機関は、県の施策に協力するとともに、県、 医師 及 び獣 医師

- 第七条 七条 県民へのワンヘル(ワンヘルス推進月間) ヘル ス の推進を図るため、 九月をとくしまワン \sim ル ス 推 進 月間
- する。 とくしまワンへ ル ス推進月 間にふさわしい事業が実施されるよう努めるも

進に 向け た体 上制整備)

- 第八条 八条 県は、ワン・(ワンヘルスの推進 力及び連携を図るため、 ワンヘルスの推進に関して、県、 その業務を統括する体制を整備するよう努めるも 医師 獣医師 研究者及び関係機関 のとする \mathcal{O}
- (ワンヘルスの推進に係る助言及び提案を行う場)
- 第九条 門的見地からのワンヘルスの推進に関する九条 知事は、別に定めるところにより、 けるものとする。 スの推進に関する必要な助言及びるところにより、医師、獣医師、 Ű 5提案を県に対して行る研究者及び関係機関に う場を設 による 専

財政上の措置等)

の措置を講ずるよう 県は、 ワンヘル 努め ス \mathcal{O} 推進に るも \mathcal{O} とする。 関する施策を実施するため、 必要な財政 の措置そ \mathcal{O}

公 布 \mathcal{O} カュ 施行 す

てワンヘルス実践社会を構築する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もっはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学を

議第2号

脊柱側弯症早期発見体制の整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年3月6日

提出者全議員

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

脊柱側弯症早期発見体制の整備を求める意見書

思春期の女児に発症することが多い脊柱側弯症は、脊柱がねじれるように側方に曲がってしまう病気であり、早期発見と適切な治療と経過観察を行うことが重要とされている。

脊柱側弯症等を発見する脊柱・胸郭の検診は、成長期における重要な検診項目であり、我が国では、昭和54年度から学校保健法において学校での側弯症検診が義務付けられ、また平成28年度からは小学生から高校生までの全学年で毎年、学校での運動器検診が始まり、家庭での評価と学校医による検査が行われているが、視触診の評価にはばらつきが生じているとされ、評価基準も統一されていないことから、正確で均質なものとなっていないと言われている。

また、一部自治体では専用の機器を導入して検査を実施していることにより、 平成19年度から平成27年度の文部科学省学校保健統計調査における14歳女 児の都道府県別の発見率は、0.2~3.0%となっており、地域差が生じてい る現状がある。

令和3年2月、「学童期における側弯症などの疾病を学校検診で早期に発見し、 支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」ことが盛り込まれた「成育基 本法に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方 針」が閣議決定され、自治体における検査機器を用いた検診の仕組み構築に着手 されたところであるが、確実な検診・診断体制の早期実現には、国民における脊 柱側弯症検診の重要性の認識や体制づくりへの理解が何より必要と考える。

よって、国においては、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 学校健康診断において、脊柱側弯症を早期に発見するため、検査機器を用いた、客観的根拠に基づく、より正確で均質な検査体制を早期に整備すること。
- 2 教育委員会をはじめ学校教職員や学校医、養護教諭だけでなく、保護者、医療を提供する整形外科医師などに対し、脊柱側弯症及び検診の重要性についての正しい情報・知識を周知すること。
- 3 検査機器を用いた検診の仕組み構築の早期実現のため、自治体における機器 検査の導入、体制づくりなどに関する支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提出先

長長臣臣臣臣官院院理大大大夫 学働房 部生閣 部生閣

協力要望先

県選出国会議員

議第3号

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の 確立を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年3月6日

提出者全議員

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための 経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、全国で24万4,940人、 徳島県で1,327人とそれぞれ増加の一途をたどっている。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件には当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省の調査だけでは実態が把握しきれているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3,000円程度(文部科学省調べ)という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は、一部の自治体が制定しているのにとどまっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくないのが実態である。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の一つである「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えられる。

よって、国においては、不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するため、 下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対して、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済支援制度を確立すること。
- 3 前項の経済的支援については、地方の意見を踏まえ、支援の対象となるフリー スクール等民間施設の基準を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

協力要望先

県選出国会議員